

クラスター産業分野支援貸付チェックリスト

①案件相談連絡先

資金用途が本貸付に合致するか確認する場合は下記にお問い合わせください。

- ファルマバレーセンター 電話:055-980-6333
- フーズ・サイエンスヒルズ 電話:054-254-4513
- フォトンバレーセンター 電話:053-471-2111

②要件チェック

ファルマバレー申請（いずれかに該当）

- ふじのくにの宝物に掲載、またはファルマバレープロジェクト・かかりつけ湯協議会に参加している。
- ファルマバレーセンターのヒアリングを受けている。
※こちらに該当する場合は「ヒアリング調書」を添付してください。

フーズサイエンスヒルズ申請（必須）

- 「新規機能性食品等開発研究会」に会員登録をしている（無料）。
(<http://www.fsc-shizuoka.com>)

フォトンバレー申請（いずれかに該当）

- フォトンバレープロジェクトに参加している。
- 光・電子技術関連の発展に寄与する（レーザー加工機など関連機器の購入など）

③提出書類チェック

共通事項

【必須事項】 **※ 裏面の「金利」「申請の流れ」を参照してください。**

- 静岡県中小企業向け制度融資制度資金申込書（様式第1号）
※平成29年度より「融資希望期間」「保証機関の利用」欄を追加しました。
提出の際は上記の欄がある最新の様式をご利用ください。
- 成長産業分野資金 確認書（様式第16号） 事業計画書（様式第16号別紙）
- 決算書 直近2年分
(貸借対照表、損益計算書、(販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む)、株主資本等変動計算書、個別注記表)
※ 税務申告書のすべての写しを添付する必要はありません

【保証協会の保証を付ける場合】

- 保証承諾書類一式
- 【保証協会の保証を付けない場合】 **※ 発行後6ヶ月前までの書類を提出してください。**
- 商業登記簿謄本の写し、または定款の写し
- 納税証明書(原本)** **※裏面の「納税証明書発行場所」参照。最新の決算期が記載があるもの。**
- 印鑑証明書(原本)

個別事項

【ファルマバレーでヒアリングを受けた場合】

- ヒアリング調書 **※ファルマバレーセンターの様式となります。**

【フーズサイエンスヒルズ・フォトンバレーを申請する場合】

- 資金用途判断表

【設備を購入する場合】

- 見積書 **※契約前の見積書を添付してください。**

【建物を建築・増築・改築する場合】

- 土地・建築物等取得計画書(様式第17号) 土地取得、工事等の見積書
- 設計図書(立面図、平面図、配置図)

【必要な許認可がある場合】

- 許認可書の写し

クラスター産業分野支援貸付チェックリスト

③融資条件チェック

- 融資限度額 : 10億円以内 (成長産業分野貸付、クラスター産業分野支援貸付合算額)
- 融資期間 : 10年以内
- 措置期間 : 1年以内
- 償還方法 : 元金均等月賦償還 または 元利金均等月賦償還
- 資本金等 : 下記表の資本金及び従業員数のいずれかを満たしている

申請者業種	業種	資本金	従業員数
	製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	協同組合等 (事業協同組合・農協等、協業組合、商工組合・商店街・酒造 など)	—	—

金利 (固定金利・変動金利の選択可能)

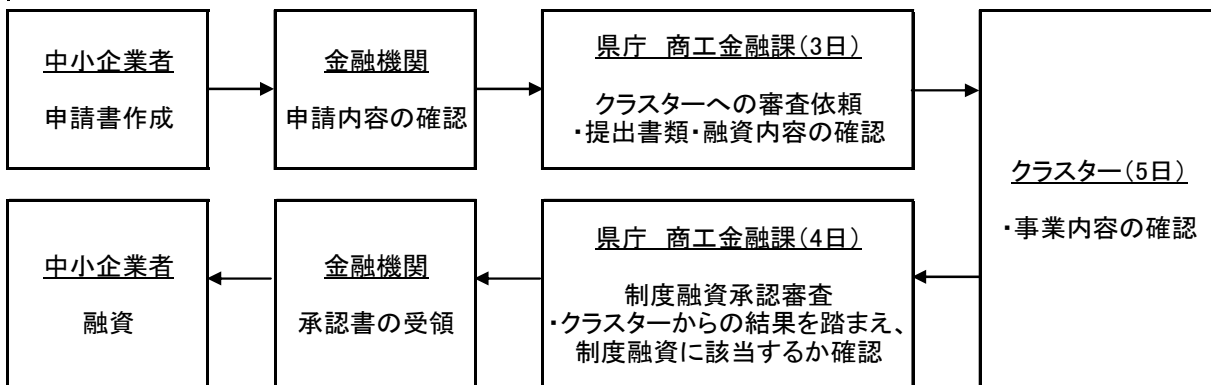
基準金利	金融機関所定	※融資利率以上の利子補給率を設定することはできません。 例 基準金利 1.00%の場合 ○正: 融資利率:0.5% 利子補給率:0.5% ×誤: 融資利率:0.33% 利子補給率:0.67%
融資利率	金融機関所定	
利子補給率	0.67%以内	

納税証明書 (静岡県) 発行場所

※「静岡県」の事務所になります。

事務所名	住所	連絡先
下田財務事務所	下田市中531-1 下田総合庁舎3階	0558-24-2012
熱海財務事務所	熱海市水口町13-15 熱海総合庁舎	0557-82-9056
沼津財務事務所	沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎	055-920-2013
富士財務事務所	富士市本市場441-1 富士総合庁舎	0545-65-2112
静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎	054-286-9112
藤枝財務事務所	藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎	054-644-9116
磐田財務事務所	磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎東館2階	0538-37-2206
浜松財務事務所	浜松市中区中央1-12-1 浜松総合庁舎1階	053-458-7123

申請の流れ (申込から承認まで)



※書類が整っていた場合のスケジュール(目安)です。不備がある場合、書類が整うまで審査が中断しますので御注意ください。